特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本宮市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

本宮市長

公表日

令和4年3月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進事業に関する事務					
②事務の概要	健康増進法に基づく健康診査、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは事業の種類により若干異なるが、利用申し込み、事業対象であることの確認、受診録の発行、事業の提供、結果管理、事後指導である。特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①健康診査 ②健康相談 ③訪問指導 ④各種検診					
③システムの名称	健康管理データバンクシステム ・団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
健康管理データ						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	く選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2項 【情報提供の根拠】 102の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条					
5. 評価実施機関における	る担当部署					
①部署	保健福祉部保健課					
②所属長の役職名	保健課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求					
請求先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市総務政策部総務課総務係 TEL0243-24-5301					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市保健福祉部保健課健康増進係 TEL0243-63-2780

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[1万人以上10万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	12年4月1日 時点				
		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	アシステムを通じた提供					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・日	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

叉 义回	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健課長渡辺裕美	保健課長	事後	
令和2年6月12日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	本宮市総務部総務課総務係	本宮市総務政策部総務課総務係	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月12日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠		1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】102の2項 【情報提供の根拠】102の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	事前	
				-	
		•			